令和５年度県立紀北工業高等学校（全日制課程）聴講生の募集に関する要項

１　趣旨

この要項は、一人一人の学びを実現する生涯学習の振興及び社会に開かれた教育課程の実現をめざし、本校の特定の科目について履修を希望する社会人の方を聴講生として受け入れるに当たり、必要な事項を定めるものです。

２　聴講の方法

本校の教育課程に位置付けられた教科・科目のうちから教育展開上支障のない範囲で、社会人の方を聴講生として受け入れ、生徒とともに学んでいただきます。

なお、授業で実施する実験や実習、レポート提出等を含め、原則として生徒と同様の扱いとします。

３　応募・問合せ先

和歌山県立紀北工業高等学校（全日制課程）　担当　教頭　硲　雅樹
〒　648-0086　橋本市神野々８０９
℡　０７３６－３２－１２４０

４　募集に関する事項

（１）募集期間　令和５年２月１日（月）～令和５年４月５日（火）
（ただし、土曜日・日曜日を除く）

	募集課程	教科	科目	授業日時	受入人数	聴講期間
1	全日制	工業	製図	未定	2	未定

全日制　１限：８：40～９：30、２限：９：40～10：30
３限：10：40～11：30、４限：11：40～12：30
５限：13：15～14：05、６限：14：15～15：05

（２）受講開始日時　　令和５年４月中旬を予定しています。

（３）科目の内容等
科目名：製図
ア 科目の内容
ＪＩＳにおける製図用語や一般原則など、基本的な規格を学習するとともに各種投影法による物体の表し方や製図用具の使い方を学習する
また、工業の機械分野の図面をあらわすことができるようにする。
イ 受講に当たっての前提条件
特になし
ウ 目標
製図に関する日本工業規格及び工業の機械分野の製図に関する知識と技術を習得し、製作図、設計図などを正しく読み、図面を構想し、作成する能力と態度を身につけます。

５　応募に関する事項

（１）応募資格

聴講生として応募することのできる方は、県内に在住又は勤務する方で、学習意欲があり、次に掲げるいずれにも該当しない方とします。

①　現在、義務教育段階の普通教育を受けている方
②　未成年者で、聴講の申請にあたって、その保護者の同意を得ていない方
③　高等学校の秩序を乱すおそれがあると認められる方
④　他の高等学校に在籍している方

（２）応募方法

「聴講承認申請書」に必要事項を記載し、本校に提出してください。

なお、「聴講承認申請書」の提出に当たっては、事前に本校に連絡の上、必ず聴講を希望される本人が持参してください。

提出場所：本校事務室
提出日時：前記４（１）に示した募集期間の午前９時～午後４時

※１　「聴講承認申請書」の提出に当たっては、県内に在住又は勤務していること及び生年月日を証明する書類を持参してください。

県内在住が証明できる書類：(例) 住民票、自動車運転免許証、健康保険証等
県内在勤が証明できる書類：(例)勤務地が明記されている社員証等

※２　来校に当たっては、予め電話で連絡してください。

６　聴講の承認

（１）<u>方法</u>

「聴講承認申請書」の記述内容の審査や面接の実施など、必要な選考を行った上で、聴講の承認の可否を決定します。

なお、聴講申請者が受入人数を上回った場合には、抽選で決定します。

（２）公開抽選の日時

令和５年４月６日（木）１３：００

（３）公開抽選の会場

本校　応接室

７　聴講までの手続き及び費用

（１）聴講の承認の連絡

令和５年４月７日（金）以降、聴講申請者全員に結果を連絡します。

（２）聴講承認書の交付及び聴講にかかる費用の徴収方法等の説明

令和５年４月１２日（水）１３：００から本校応接室にて、聴講承認書の交付及び聴講にかかる費用の徴収方法や聴講に当たっての諸注意等の説明を行いますので、出席してください。（当日出席できない方は、事前に連絡してください。また、その場合は、令和５年４月１４日（金）までに本校事務室にお越しいただくことになります。）

（３）聴講にかかる費用

ア　授業料（県の条例で定められている金額です。）

１単位（週１時間）当たり
全日制課程 4,812 円、定時制課程 1,740 円、通信制課程 336 円
(7) 製図（２単位）：9,624 円

校長が指定した聴講を開始する日までに納付してください。

イ　テキスト代等

(ｱ) 基礎製図練習ノート：649 円(税込み)

請求日から起算して、15 日以内に納付してください。

すでに納付したテキスト代等については、特別の理由がある場合を除き、返金しかねますので了承願います。

８　修了の認定

（１）認定方法

聴講の出席状況及び実験や実習、レポート提出等を含めた取組状況等から、聴講の成果が当該科目の目標に照らして満足できると認められる場合には、当該科目の聴講について修了を認定します。

（２）聴講修了証書等の発行

本校での聴講を修了したと認めた方には、聴講修了証書を交付します。

なお、聴講（修了）証明書の交付に当たっては、県の条例に基づき、手数料（１通 410 円令和３年１月 28 日現在）が必要になります。

９　聴講の承認の取消し

次の各号のいずれかに該当するときは、聴講の承認の全部又は一部を取り消すことがあります。なお、この場合、授業料は月割計算（取り消された日の属する月を含む。）をします。

（１）正当な理由がないのに引き続き１月以上出席しないとき。
（２）偽りその他不正の行為により聴講の承認を受けたとき。
（３）高等学校の秩序を乱し、その他聴講生としての本分に反したとき。
（４）納期限までに授業料等を納付しないとき。
（５）学則及びその他の規則に違反したとき。
（６）高等学校における教育活動に支障を及ぼすおそれがあるとき。
（７）その他校長が聴講の承認の取消しが必要と認めるとき。

10　その他注意事項

（１）本校敷地内は禁煙です。
（２）校内では本校が準備する名札を着用してください。
（３）自動車での登校はできません。
（４）学校における結核対策として、聴講を承認された方は、１年以内に実施した胸部エックス線検査で、結核等の所見がないことを証明した書類を提出願います。